

## 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し方針に関する意見書

政府は、主食用米の転作助成の柱である水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しにおいて、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われない農地、いわゆる米を作付けしない農地は交付対象から外す方針を示した。

畦畔や水路の不備などで水張りが出来ない農地は、現行規定においても交付対象外としており、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と大豆など転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すための措置としているが、あまりにも唐突な見直し方針の提示に、生産現場では戸惑いと不安が広がっている。

水田農業を基本とする本市では、昭和40年代半ばから始まった減反政策の下、水稻作を基幹としながらも地域の特性を生かした作付け転換を推進し、米の需給安定による農家所得の確保、農業生産基盤の強化による生産体制の効率化等に努めてきたところである。

交付対象水田の見直しは、依然として緩和傾向にある米の需給のみならず、大豆等転換作物の需給や、担い手への農地の利用集積、中山間地域等の農地の荒廃の加速など影響は多方面に及び、担い手の営農意欲への影響が何より心配される。

今般の見直しが地域の農業振興や生産現場にとって、有益な取り組みにつながるよう予断を持たず検証し、適切な対策を講じるよう下記のとおり要望する。

### 記

- 1 米価下落や度重なる制度等の見直しにより、疲弊している各産地の現状に鑑み、地域農業や担い手に与える影響や課題をしっかりと検証すること。
- 2 交付対象外と判定されるに至った制度・政策上の反省や課題を合わせて検証すること。
- 3 検証の結果、実施する対策については、財政上の視点だけでなく、食料安全保障や地域政策、国土保全・強靱化など総合的な見地に立ち、改善策を確実に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月18日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
農林水産大臣	金子原二郎	様
衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様